

## 農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日付け 社佐農会第99号  
一部改正：令和8年4月1日付け 社佐農会第6号

(趣旨)

第1条 一般社団法人佐賀県農業会議会長（以下「会長」という。）は、全国トップレベルに比肩する農業経営体が育つ環境を整備し、「さが園芸生産888億円推進運動」等を力強く牽引する農業人材の育成を図るため、佐賀県農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付要綱に基づき、若手農業者及び農業者組織が行う経営発展に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）、対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(計画の承認)

第3条 補助金交付を受けようとする補助事業者は、計画申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときはその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項に規定する実績報告書（以下「補助金交付申請書等」という。）の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項補助金交付申請書等の受付期間は、4月1日から2月末日までの期間に係る経費について、当該年度の4月1日から2月末日までとする。
- 3 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 4 第3条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金交付申請書等を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第3号により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（交付決定及び額の確定の通知）

- 第5条 会長は、第4条第1項の規定に基づき、補助事業者から補助金交付申請書等の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた時は、予算の範囲内において、交付決定及び額の確定を行うものとする。
- 2 会長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、すみやかにその決定の内容等を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

- 第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
  - （3）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

（補助金の交付）

- 第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

（補助金の交付決定の取消し）

- 第8条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第9条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに遅延なく補助金を返還しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第10条 この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためのみに使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、個人情報の取り扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

(その他)

第11条 その他本要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

区分	補助事業者	対象経費	補助率
1 若手農業者の経営発展支援（個人向け）	概ね50歳以下の農業者	自らの経営発展を図るために必要な以下の経費 （例：県外視察に係る経費、セミナーの受講に係る経費） ・使用料 ・旅費 ・謝金 ・負担金 ・その他会長が認める経費	対象経費の3/4以内 ただし、上限額は、先進地視察等は5万円、セミナー受講等は10万円とする。
2 農業者組織の経営発展支援（団体向け）	概ね50歳以下の農業者で組織する以下条件のすべてを満たす組織 ・3戸以上の農業者で組織すること ・事業申請時において組織の規約を有していること ・会計担当者を有し、経理等の能力を有していること	（1）農業者組織が構成員の経営発展を図るために <u>先進地視察等の実施</u> に必要な以下の経費 （例：県外視察に係る経費） ・使用料 ・旅費 ・謝金 ・負担金 ・その他会長が認める経費	対象経費の3/4以内 ただし、上限額は50万円（1人当たり）の上限額は5万円とする。
		（2）農業者組織が組織内で相互研鑽を図るための <u>研修会等の開催</u> に必要な以下の経費 （例：会議室での研修会の開催に係る経費） ・使用料 ・講師旅費 ・謝金 ・消耗品費 ・その他会長が認める経費	対象経費の3/4以内

様式第1号（第3条関係）

番 号  
令和 年 月 日

一般社団法人佐賀県農業会議会長 様

住 所  
申請者

令和 年度農業担い手Sプラス推進事業費補助金計画承認申請書

下記のとおり農業担い手Sプラス推進事業の補助を受けたいので、農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付要綱の規定により、申請します。

記

1 事業の内容

2 事業に要する経費

(単位：円)

区分	総事業費	補助金	補助金以外の財源		備考
			自主財源	その他	
計					

(注) 備考欄には、消費税について、第4条を確認の上、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(注) 1 別表区分1は、別紙1を添付すること。

2 別表区分2は、別紙1及び組織の規約を有していることがわかる資料を添付すること

3 各事業費の根拠となる資料を添付すること

(別紙1)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、一般社団法人佐賀県農業会議が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が農業会議と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

一般社団法人佐賀県農業会議会長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

(注) 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。

(注) 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

この様式に記載された個人情報、農業担い手 S プラス推進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。



(別紙3)

### 参加者名簿

組織名：

No	市町名	氏名	経営品目	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

注) 行が不足する場合は、追加してください。

様式第2号（第4条関係）

番 号  
令和 年 月 日

一般社団法人佐賀県農業会議会長 様

住 所  
申請者

令和 年度農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付申請書及び実績報告書

下記のとおり農業担い手Sプラス推進事業の補助を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付要綱の規定により、金〇〇〇円の交付を申請します。

記

別紙のとおり

- (注) 1 別表区分1は、別紙2を添付すること。  
2 別表区分2は、別紙2、別紙3を添付すること  
3 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し及び証拠書類（契約書・請求書・領収書等）を添付すること

(別紙2)

1 事業の目的

2 事業実績

区分	時期	事業内容	費目	金額	備考
合計					

(注) 行が不足する場合は、追加すること。

3 経費の配分

区分	総事業費	補助金	補助金以外の財源		備考
			自主財源	その他	
計					

(注) 備考欄には、消費税について、第4条を確認の上、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了年月日

年 月 日

番 号  
令和 年 月 日

一般社団法人佐賀県農業会議会長 様

住 所  
申請者

令和 年度農業担い手Sプラス推進事業費補助金  
仕入れに係る消費税相当額報告書

○年○月○日付け○○第○○号で額の確定通知のあった令和 年度農業担い手Sプラス推進事業について、農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり報告します

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額 金 円  
(令和 年 月 日付け○○第○○号による額の確定通知額) 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

(注) 1 消費税相当額の計算基礎となった資料、その他参考となる資料を添付すること。

番 号  
令和 年 月 日

一般社団法人佐賀県農業会議会長 様

住 所  
申請者

令和 年度農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付請求書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の額の確定通知があった令和 年度農業担い手Sプラス推進事業について、佐賀県補助金等交付規則及び農業担い手Sプラス推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求額	金	円
(内訳)		
確定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

- 振込先
- 1 金融機関・店名
  - 2 預金等種目
  - 3 口座番号
  - 4 口座名義人（フリガナ）